

その住まい、 とちぎ材で。

最大70万円が
補助されます！

とちぎの森林から産出された木材を使うことで、伐って、使って、植えるという森林の循環利用が生まれ、森林資源が未来へと継承されます。

さあ、持続可能な未来へのアクションを住まいづくりから始めませんか？

令和7(2025)年度 とちぎ材の家づくり支援事業

※本事業は、「フラット35」地域連携型(地域活性化)との連携事業です。

住宅の新築や増改築を検討されている方へ

新築事業

県産出材
使用量に応じて
15～60万円
もらえます！

いずれかを
一定以上使用で
10万円上乗せ
●県産石材(大谷石等)
●県産漆喰
●鹿沼組子または日光彫

増改築事業

県産出材
使用量に応じて
7.5～22.5万円
もらえます！

- 地域の木材を使うことで、森林の働きを守ることができます！
- 地域材の利用でカーボンニュートラルにも貢献！



お問い合わせ 栃木県環境森林部 林業木材産業課 木材産業担当

TEL.028-623-3277

QRコードのリンク先で申請の手引きや
申請書等のダウンロードができます



令和7(2025)年度 とちぎ材の家づくり支援事業

1.補助金額

工事種別(新築or増改築)や県産木材使用量により補助金額が変わります。

新 築

県産出材使用量	補助金額
40㎡以上	60万円
30㎡以上40㎡未満	52.5万円
20㎡以上30㎡未満	37.5万円
10㎡以上20㎡未満	22.5万円
6㎡以上10㎡未満	15万円

増改築

県産出材使用量	補助金額
15㎡以上	22.5万円
10㎡以上15㎡未満	15万円
5㎡以上10㎡未満	7.5万円

プラス!



上 乗 せ

県産出材使用量	補助金額
県産石材を内装材等に5㎡以上	10万円
県産漆喰を内装材等に40㎡以上	
伝統工芸品を内装材等に1㎡以上	

※上乗せ補助はいずれか1つが対象となります

2.補助要件

住宅の要件	新 築	増改築
	県内に居住するための木造住宅の新築	県内に居住している住宅の増築・改築
	①原則軸組工法であること ②一戸建て住宅であること	①使用木材に合法木材を使用 ②県産出材を5㎡以上使用
	延べ面積 30㎡以上(車庫及び店舗部分を除く)	
	①使用木材に合法木材を使用 ②県産出材を6㎡以上使用 ③使用木材の55%以上(材積)に県産出材を使用 ④構造材の60%以上(材積)に県産出材を使用 ⑤梁・桁材の30%以上(材積)に県産出材を使用	
	令和8(2026)年3月6日までに事業完了し、同日までに実績報告を提出できること	
施工者	建設業許可業者(建築一式)が施工すること	
県税の納税	申請者が県税を滞納していないこと	
その他	県又は団体が行う県産木材のPR事業に協力すること(氏名等の個人情報を公開することはありません)	

3.募集戸数

募集戸数 新築:380戸 増改築:10戸

募集期間 4期に分けて募集(現在の募集状況はHPをご覧ください)



4.申請書の提出先

栃木県木材業協同組合連合会 〒321-2118 宇都宮市新里町丁277-1 TEL.028-652-3687

以下のいずれか一方の補助制度と併用可能です。

栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援事業

●新築:1戸30万円(定額) ●既存住宅の断熱化:1戸10万円(上限)

栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業

●新築:1戸20万円(定額)

詳しくは



栃木県環境森林部気候変動対策課

TEL.028-623-3186

詳しくは



ニュートラくん